

行政課関係資料

令和3年1月22日（金）
総務省自治行政局行政課

個人情報保護制度見直しの背景

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。**

⇒ **個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。**

2. 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。**

⇒ データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正する必要。**

＜不均衡・不整合の例＞

- ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）

3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

○平成27年個人情報保護法改正法附則

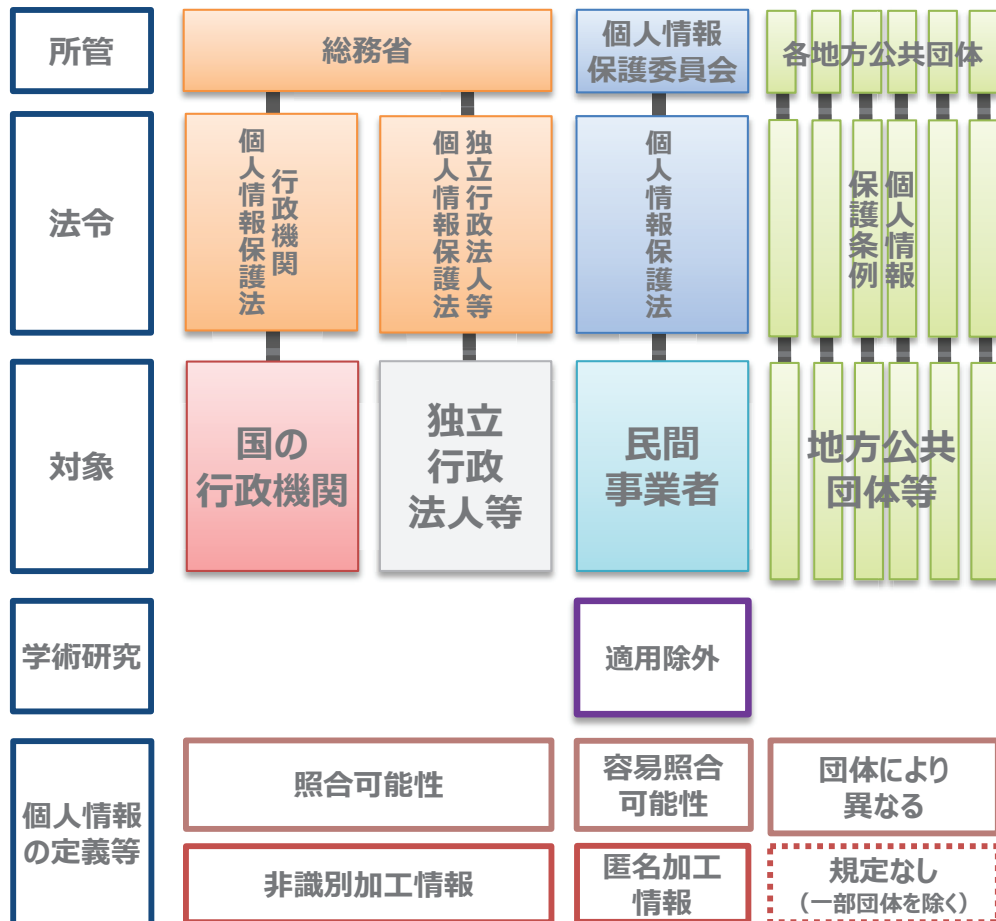
附則第十二条

- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討するものとする。**

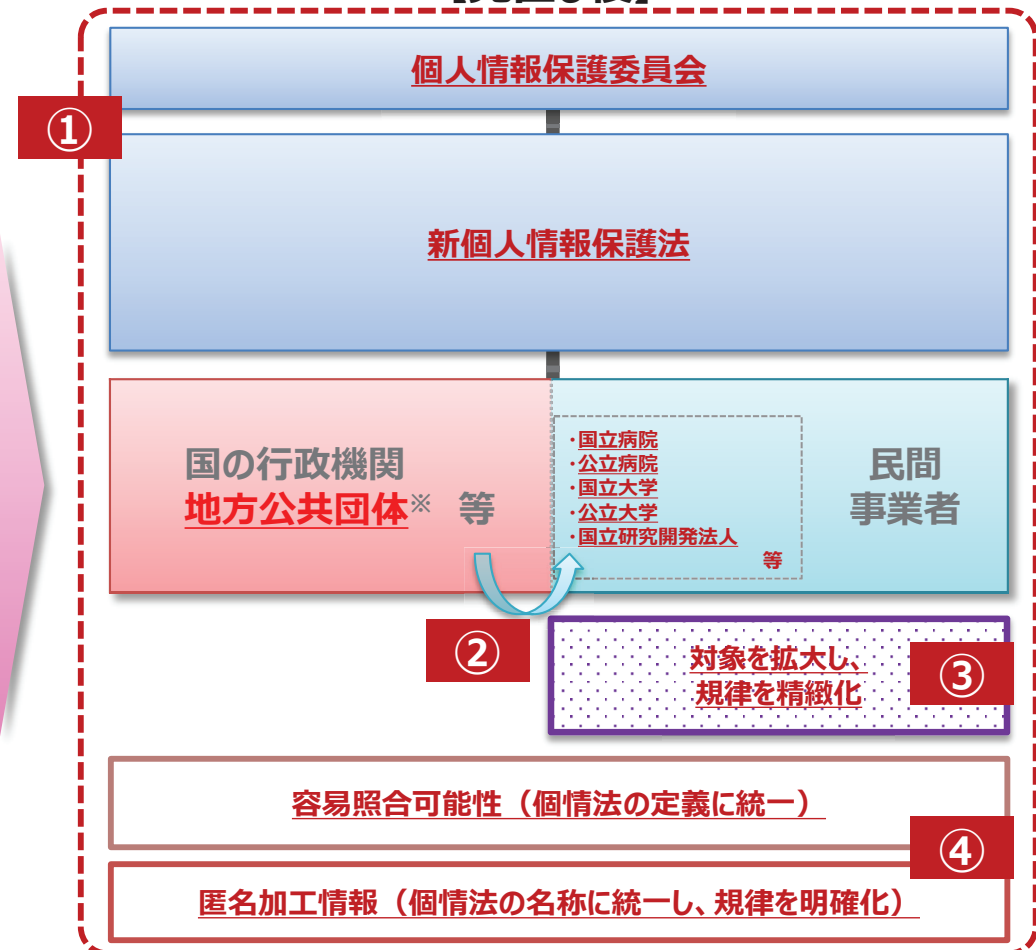
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



* 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

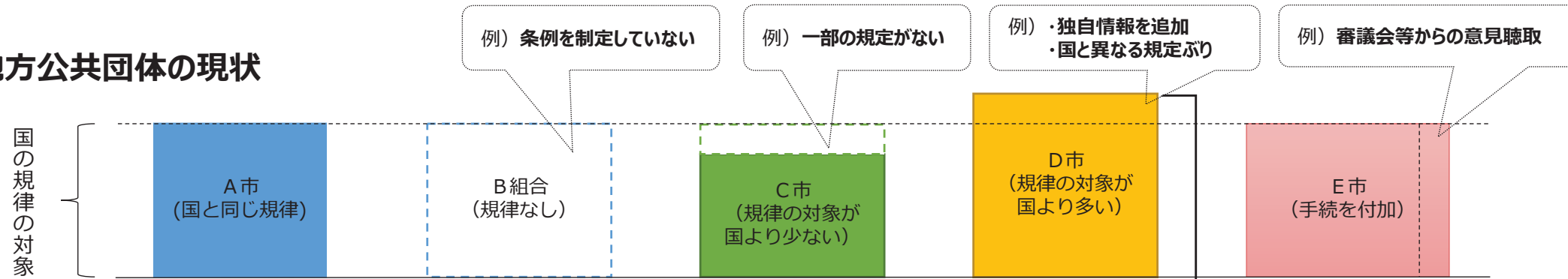
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

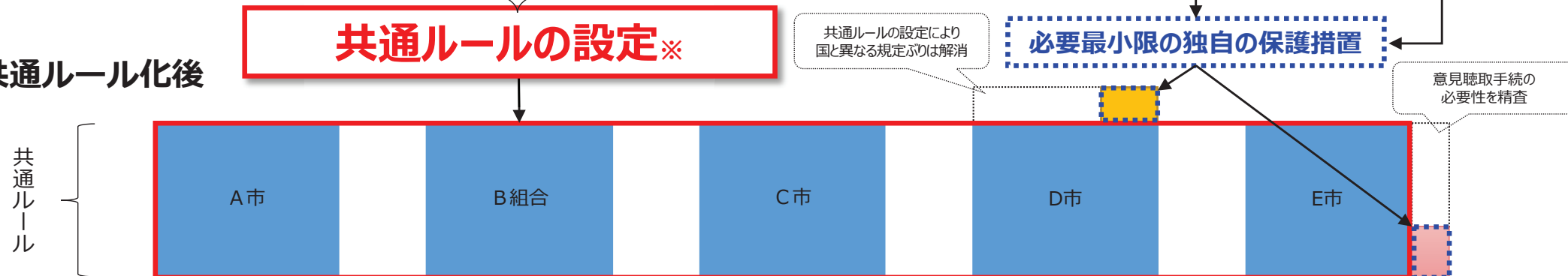
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
 - ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和2年12月25日）（抜粋）

3.3 その他（※デジタル・ガバメント実行計画記載の事項）

(1)BPRの取組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）

◆「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）抜粋

6 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則とした。同法を踏まえ、以下のとおり、行政手続のデジタル化に向けた方針を示す。

（中略）

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立に向け、行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直しが急務となっている。このため、各府省は、内閣府規制改革推進会議が示した基準及び各府省における書面・押印・対面規制の見直し方針に従って、法令等の改正も含めた改革を着実に実行する。引き続き押印を必要とする手続においては、電子署名を活用したオンライン利用を促進する。また、書面・対面規制の見直しの観点から、オンライン化されていない手続について早期のオンライン化に取り組むとともに、既にオンライン化されている手続についても、使い勝手の向上等を通じて、オンライン利用の拡大を図る。

（中略）

自治体における書面規制、押印、対面規制については、国の法令等に基づいて実施する手続について各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応するとともに、自治体が独自に実施する手続についても、内閣府規制改革推進会議が示した具体的基準等を参考として、国の取組みに準じた対応を実施するなど、見直しに積極的に取り組むよう総務省より通知がなされている。（2020年7月7日付け総務省自治行政局長）

押印の見直しに当たっては、「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（2020年12月18日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）を参考とすることが考えられる。同マニュアルでは、書面・対面規制についても見直しマニュアルを作成する予定とされている。

なお、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（2020年12月18日閣議決

定）において、「各府省等は、それぞれ所管する行政手続のうち、地方公共団体が国（独立行政法人等も含む。）又は他の地方公共団体に対して行うものについて、速やかに見直しを行う」こととされていることを踏まえ、自治体が独自に実施する自治体（地方独立行政法人等も含む。）間の手続についても、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むことが考えられる。

(2)オープンデータの推進

◆「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）抜粋

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.4 地方公共団体におけるオープンデータの推進

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるような必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。また、各府省は自府省に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。加えて、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図るため、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図ることが重要である。

KPI：地方公共団体のオープンデータの質の評価（2021年度（令和3年度）末までに評価指標を設定）

(3)官民データ活用推進計画策定の推進

◆「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月25日閣議決定）抜粋

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.6 地方公共団体のデジタル・ガバメントの構築に向けた地方公共団体の官民データ活用推進計画策定の推進

官民データ活用推進基本法においては、都道府県には官民データ活用の推進に関

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）の概要（令和元年6月）

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を実施

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

○発注者の責務

- ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

○受注者（下請含む）の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化
- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・災害協定の締結、発注者間の連携
- ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」

令和元年10月21日付け 各都道府県知事（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課）、各指定都市市長（財政担当課、契約担当課）等宛 総務大臣、国土交通大臣通知

I. 緊急に措置に努めるべき事項

1. 災害復旧等における入札及び契約の方法
2. 施工に必要な工期の確保
3. 施工時期の平準化 ※1
4. 情報通信技術の活用

II. 継続的に措置に努めるべき事項

1. 適正な予定価格の設定 ※2
2. ダンピング対策の強化 ※3
3. 適切な契約変更の実施等
4. 社会保険等未加入業者の排除
5. 施工体制の把握の徹底
6. 一般競争入札の適切な活用
7. 総合評価落札方式の適切な活用
8. 地域維持型契約方式
9. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し
10. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底
11. 指名停止措置等の適正な運用の徹底
12. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保
13. 不良・不適格業者の排除
14. 電子入札の導入
15. 発注者としての体制の補完

III. 情報の公表を行わなければならない事項

入札契約適正化法第7条及び第8条の規定により、情報の公表が義務付けられている事項

1. 当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項（変更後のものを含む。）
2. 入札及び契約の過程に関する事項
3. 公共工事の契約内容

IV. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

1. 公共工事の円滑な施工確保について
2. 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保に関すること

※1 債務負担行為や繰越制度の活用

※2 国土交通省が推奨する営繕積算方式及び入札時積算数量書活用方式の活用

※3 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用

上記の通知のほか、内容が技術的に高度である調査等又は専門的な技術が要求される調査等であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合等においては、プロポーザル方式を採択する等、価格と品質が総合的に優れた公共工事となるよう取組を推進

地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について

- 中小企業が地域経済に果たす役割を踏まえれば、中小企業の受注機会の増大を図り、その事業活動を活性化することは重要。
- 令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和2年10月2日閣議決定）
(特にご留意いただきたい事項)
 - ・ 中小石油販売業者と災害時の燃料供給協定を締結している場合には、平時においても中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。
 - ・ 予定価格の作成に際して、ガソリンなどの燃料や印刷に用いる用紙のように市場価格の変動が激しい商品等については、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。
 - ・ 印刷物等の契約等の際には知的財産権の取扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。
- また、地域の中小企業である建設業、印刷業、ビルメンテナンス業などについては公共調達の年度末集中への対応が原因で、長時間労働につながっているとの指摘もあることから、調達の平準化への対応が求められる。



- 「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和2年10月2日付け各都道府県知事、各指定都市市長等宛自治行政局長通知）により、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、上記基本方針を十分に踏まえた適切な対応を要請。

新型コロナウイルス感染症を踏まえた入札・契約等について

○「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(令和2年3月3日付け総務省自治行政局行政課長通知)

新型コロナウイルス感染症による影響を受ける入札・契約について下記の事項等を踏まえ適切に対応いただくよう通知。

1. 受注者から工期又は納期の見直し等の申し出があった場合に、必要に応じ、工期・納期の見直しをすること、これに伴い必要となる契約金額の変更等に適切に対応すること、受注者への支払いについて速やかに行うよう努めること。
2. 影響を受けている需給の状況を踏まえ、適切に予定価格の見直しを行うこと。
3. 緊急の調達が必要な場合は、随意契約が可能であること。
4. 年度内の支出が困難となった場合には、予算の繰越事務手続を適宜とること。

○「新型コロナウイルス感染症等の影響による入札・契約の執行に当たっての留意事項について（通知）」

(令和2年5月28日付け総務省自治行政局行政課長、総務省自治税務局企画課長通知)

入札参加資格要件として納税証明書等の提出を求め、その納付状況に基づき入札に参加する者の経営状況を確認している場合にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により税等の徴収猶予を受けている者が不利な取扱いとならないよう、納税の猶予許可通知書の写しの提出や過去の税等の納付実績の状況等に基づいて確認を行うこととするよう入札参加資格要件の見直しを行う等適切に対応いただくよう通知。

○「新型コロナウイルス感染症等の影響による庁舎等管理業務委託契約等の取扱いについて（通知）」 (令和2年6月12日付け総務省自治行政局行政課長通知)

庁舎等の管理業務に係る委託契約については、契約締結時には想定されていなかった必要な感染症対策を追加する等の当該契約に係る仕様書等の見直しをするとともに、それに伴う契約変更や予算措置等を適切に講じ、庁舎等における感染拡大を防止するための措置を継続して実施できる環境整備に取り組んでいただくよう通知。

今後の行政書士試験実施と行政書士試験研究センターの運営について

○令和2年度補正予算（主なコロナ対策追加経費）

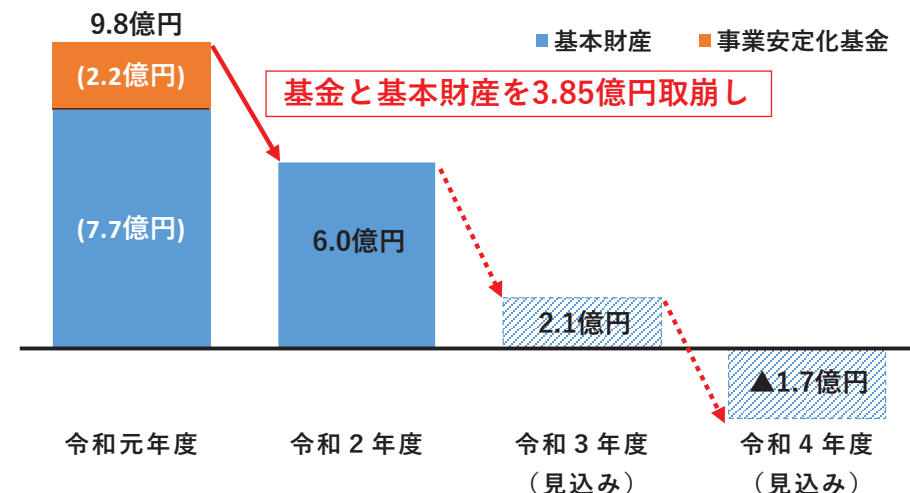
- ・ 会場借上費（金額：約2億3,600万円）
当初60会場（うち大学44）の借受けを予定
→23大学が貸出し拒否、代替で民間施設41を借受け
（出願者数ベースで約3万4千人分の代替会場の借受けが必要となった）
- ・ 会場の感染防止対策等（金額：約5,300万円）
体温計、アルコール消毒液等の購入経費、試験監督員の増員 等

令和2年度試験実施に係る財源不足額 3億8,500万円

○令和2年度ベースで実施する場合、基本財産の取崩しで対応できるのは、令和3年度までとなる（令和4年度以降は基本財産による対応は不可）。

○標準手数料の見直しと併行して、試験実施費用中、大きなウエイトを占める会場借上を適切な費用により確実に実施していくため、都道府県においても大学をはじめとする試験会場の確保に御協力いただきたい。

試験センターの財政状況



地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書（令和2年9月） 概要

I 議会の現状と課題

H31統一地方選挙における無投票当選者割合：都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

- 1 住民の関心の低下と無投票当選の増加
・投票率の低下、無投票当選の増加の傾向
- 2 議員の構成
・性別や年齢構成の面で多様性が不足
- 3 人口減少社会における議会の役割
・住民ニーズや地域課題が多様化・複雑化

各方面での幅広い検討に資するため、一定の結論や方向性を出すことにこだわらず、各構成員から述べられた意見を幅広く紹介

II 本研究会の視点

1 議会の存在意義と多様な層の住民が参画する意義

- ・議会がその重要な役割を十分に果たすためには、多様な層の住民から選出された議員で構成される必要がある
- ・住民にとって納得感のある合意形成を進めていくためには、議会の意思決定に住民の多様な意見を反映させることが重要

2 議会の位置付けや議員の職務等

- ・議会の位置付けを法律で規定することが必要との意見 ⇒引き続き検討
- ・議員の職務等を法律で規定することが必要との意見（→これに対し、法的効果や影響等の観点から様々な意見）⇒議員のあり方について、求められる議員像や規模の違いを踏まえ引き続き検討

- 阻害要因を取り除くだけでなく、なり手を増やすための促進の方策についても検討
- なり手不足の要因について検討を行う際には、住民の理解を得ていることが前提

III 議会に対する住民の理解

1 議会への住民参加のあり方

- ・住民参加の取組は、議員のなり手の長期的・継続的な涵養にもつながる

【取組例】

- ①住民参加の取組の充実 → 議会モニター、政策サポーター、意見交換の場づくり等
- ②教育の場における取組 → 教育関係機関と連携し、主権者教育に取り組む
- ③情報発信の充実 → オープンデータサイトでの公開等、技術やデータを活用

2 議会における多様性の確保

- ・女性をはじめとする多様な層の住民の参画を促すための取組が必要

【取組例】 ※④について、三議長会から通知を发出

- ①女性模擬議会等の広報・啓発活動
- ②ハラスメント対策等の環境整備
- ③欠席事由の整備（出産・育児・介護等）
- ④議員の旧姓使用

IV 議員のなり手不足の要因と対応

(※) 議員の職務等、議員報酬のあり方、請負禁止の緩和、立候補環境の整備については、第32次地方制度調査会において更に検討が行われ、当面の対応について答申

(1) 議会の権能の強化等

- ・三議長会から以下について提言

- ✓ 議長への招集権の付与
- ✓ 議決事件の対象拡大
- ✓ 予算修正権の拡大
- ✓ 事務局体制の強化
- ✓ 議会図書室の有効活用など

- 議会の位置付け等(※)とともに引き続き検討

(2) 立候補環境(※)

- ① 定数 → 住民の理解が前提
- ② 立候補に伴う休暇保障
→ 事業者の負担等に留意して検討

(3) 時間的な要因

- ① 柔軟な議会運営の工夫
→ 夜間・休日議会、通年会期の活用等
- ② 欠席事由の整備(Ⅲ. 2③再掲)

(4) 経済的な要因(※)

- ① 議員報酬 → 住民の理解が前提
- ② 厚生年金への地方議会議員の加入
→ 各方面において十分な議論を期待

(5) 身分に関する規定(※)

- ① 兼業・請負の禁止
→ 範囲の明確化、規制の緩和を検討
- ② 兼職の禁止 → 引き続き検討

V 地方議会への多様な人材の参画と選挙制度

- ・多様な人材の参画を促す上で、将来を見据えた地方議会議員選挙制度のあり方について議論
- ①投票方式 ②被選挙権
- ③選挙区 ④選挙期日
- ⑤供託金 ⑥選挙運動

- 各方面において幅広い国民的議論を期待

VI 今後の検討の方向性

→ 議会のあり方、議員に求められる役割、多様な層の住民の参画などについて幅広く検討。その際には、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえたデジタル化への対応や団体規模に応じた議会のあり方についての新たな選択肢の提示等も含めて検討。